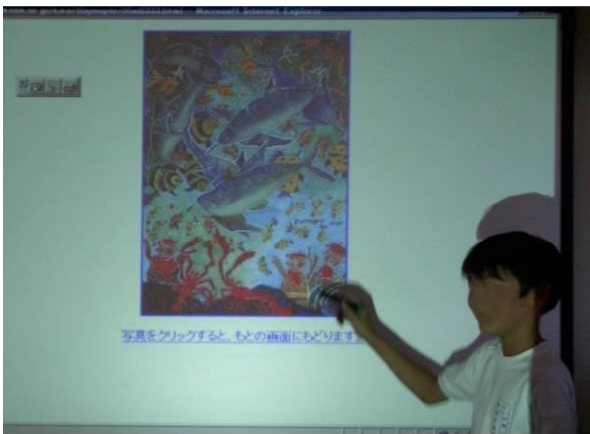


1 インターネット上の作品鑑賞と著作権について

図画工作科の学習で、インターネット上の作品を鑑賞する活動を行った。インターネットで様々な作家の作品を鑑賞し、それぞれに気に入った作品について発表し合った。発表の方法は電子情報ボードに投影し、気に入っている表現を指し示しながら感想を述べることで、多様な表現の良さや面白さを感じ合えるようにした。描かれている動物の動きや表情について感想をのべたり、表されている色や表現方法に着目したりすることで、児童は自分が感じたことをありのままに伝え合うことができた。

児童は本題材で自分たちが絵を書くこともあり、インターネット上で見つけた作品が、どのような方法で描かれているのかを推察しようとする様子が見られた。動物の毛を一本一本かき表したものや、何度も何度も色を重ねて仕上げていることに気づくことによって、制作者が生き物やその様子を、とても大切に思っていることを実感することができた。作品にはそれをつくり出した人の思いが込められていることを実感することで、インターネット上の作品の一点一点を、大切にじっくりと鑑賞することができた。

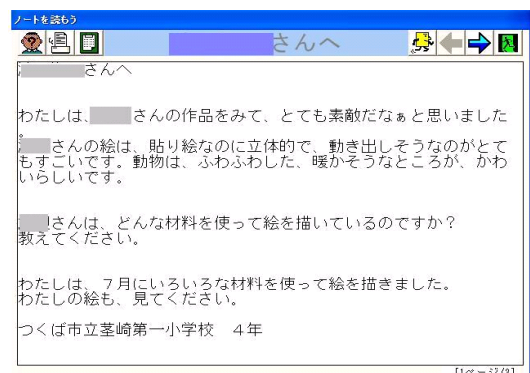
この活動の中で印刷したり画像をデータとして保存したりできることに気づいた児童が多くいた。そこで、インターネット上に鑑賞した作品をコピーしたりデータを保存することについて、話し合う活動を取り入れ、インターネット上の作品のコピーについて考えることができた。



インターネット上の作品を鑑賞し、感想を発表し合う児童達

2 イラストレーターにメールで質問し、自他の作品のよさを知り著作物を大切にする

児童はインターネットで鑑賞した作品や身近にある絵本を基に、自分が表してみたいと思う表現方法を見つけることができた。スパッタリングのような表現や、絵の具をにじませて表したもの、また布でこすって柔らかい感じを出したものなど、自分が関心をもった表現方法を基に、様々な用具や色を使って考えることができた。どのような材料を使って描いているのか分からないことや制作者に聞いてみたいことを、メールでかく活動を取り入れた。メールを読むイラストレーターの気持ちを考えたり、自分の作品についてどのようにみてほしいかをかくことで、自他の著作物を大切にする気持ちを高めることができた。



イラストレーターにあてたメール

3 web ページでの作品公開

完成した作品については、児童同士でグループごとに鑑賞会を行うことで、自分の作品も友達の作品も、よさや面白さをじっくりと味わいたいという気持ちを育むことができた。グループウェアに作品の工夫点や題名の理由などをまとめ、それを基に自分の表現の工夫や努力を伝えることができた。このような鑑賞会を取り入れたことで、作品への思いや願いを実感するとともに、作品には制作者のメッセージがあることを実感することができた。

自分たちの作品もイラストレーターなどの作品と同じようにたくさんの人たちにみて欲しいと考えた。

そこで児童の作品を、学校の web ページで公開した。

その際、作品の工夫点などについてまとめたものも合わせて公開することで、作品をみる人によさや面白さ、作品への思いについても気づいて欲しいと考えた。どの児童も自分の作品や作品についての感想が、インターネット上で様々な人に見られると言うことを理解し、同意した上で作品公開を行うことができた。



児童同士の作品鑑賞会

データベース: **絵の具のもようのみた夢は?** 観覧数: 35 件 終了 マップ
 子情報: 36 件

No.	(人数)	種類	題名	年月日	件数
1	(1)	作品	波みこまれる鳥たち	2005年07月12日15時19分	-
4	(1)	作品	いるかのさんぽ	2005年08月24日08時58分	-
6	(1)	作品	エンゼルとたのしい仲間たち	2005年09月01日11時12分	-
7	(1)	作品	うさぎのやさしい心	2005年09月01日11時12分	-
8	(1)	作品	マグロの親子がピンチ	2005年09月01日11時12分	-
10	(1)	作品	海の中であそぼうよ	2005年09月01日11時13分	-
11	(1)	作品	めだかのおにごっこ	2005年09月01日11時13分	-
12	(1)	作品	悪い魚をやっつける!	2005年09月01日11時13分	-
13	(1)	作品	魚を遊ばせ	2005年09月01日11時13分	-
15	(1)	作品	いるかのさんぽ	2005年09月01日11時14分	-
16	(1)	作品	めだかたちがスイスイおよいでいるところ	2005年09月01日11時14分	-
17	(1)	作品	にんじんを分け合うリスの親子	2005年09月01日11時14分	-

インターネットで作品の公開

4 著作権についての学習

作品の公開に関しては、「情報モラル研修教材 2005」や「コピーライト ワールドへようこそ」のサイトを活用し、著作権について考えることで、インターネット上に作品を公開するときには気をつけたいことや、やってはいけないことを理解することができた。

「情報モラル研修教材 2005」では「無断コピーは法律違反」を取り上げ、他の人の情報を公開するときには許可が必要であることを学ぶことができた。また、「コピーライトワールド」のサイトを使い「マンガの主人公の絵をコピー」を活用して、私的使用目的などについて理解することで、作品のコピーができる場合について自分なりに判断することができた。

図画工作科の導入でインターネットの作品の鑑賞したことや、自分たちの作品の鑑賞の仕方などをふり返り、様々な著作物とどのように関わることで大切にすることができるのかを考えることができた。またワークシートを使って自分が分かったことをまとめたり、家で保護者と著作権について話し合う機会を持つことで、自他の作品を大切にすることや、自分の考えて表すことのよさを感じる事ができた。



著作権についての授業

情報モラル教育
 「web ページに公開できる作品はどんなもの? 作品のコピーは大丈夫?」
 4年

1 作品をコピーして、つくったイラストや写真などをとってどんなとき? (問題が全員のりなれたとき)

2 web ページには、どんな作品を公開することができるのでしょうか?
 ※ イラストレーターや写真家の web ページの作品から、考えてみましょう。
 自分たちが作った作品や自分たちが調べたことを公開することができます。

3 「作品のコピー」について、分かったことや気をつけたいことをまとめてみましょう。
 コピーをするときはこれはコピーしていいのかわからないかどうかがコピーするよきに気をつける

学習したことを、家庭でもう一度確かめましょう...
 「作品のコピー」について、話し合ってみましょう。

決意の方針... ※ お子さまへのアドバイスをお願いします。
 作品や著者のコピーは、自分さまと友達にだけして、勝手に自分勝手に他の人の作品をコピーしてはいけません。

【著作権】 複製、転載、転送などの権利を行使して他人の権利を侵害し、著作権者に損害を及ぼす行為は、著作権法で禁止されています。また、著作権法で定められた範囲を超えて複製、転載、転送を行うことは、著作権法で禁止されています。著作権法で定められた範囲を超えて複製、転載、転送を行うことは、著作権法で禁止されています。著作権法で定められた範囲を超えて複製、転載、転送を行うことは、著作権法で禁止されています。

【著作権で保護された web サイト】 <http://www.kidnet.com/contents/02.html>

授業で活用したワークシート

5 美術作品の著作権について

茨城県立近代美術館の学芸員のTV会議を行い、美術館の様子を教えてもらうことで美術館でのマナーを知るとともに、美術館の作品を写真にとつてはいけない理由についても理解することができた。また美術館の作品を紹介してもらう際に、美術館では著作権の問題により、TV会議で鑑賞できる作品と鑑賞できない作品があることも理解することができた。それにより生きている人の作品など、画家やイラストレーターなど専門的な立場の人も児童の作品も、許可なく他の人が公開してはいけないということについて実感することができた。



茨城県立近代美術館の学芸員とのTV会議の様子

まとめ

このように自分がインターネット上で作品を鑑賞したり、自らが作品を表したりする活動を通して、なぜ自他の作品を大切にしなければならないのかを考えることができた。またイラストレーターに質問したり、美術館の学芸員とTV会議で作品について様々な話を聞くことで、著作権について理解することができた。

このような活動の中で、インターネット上の「コピーライトワールド」や「情報モラル研修教材 2005」などを使って、著作権について学習したことで、なぜたくさんのコピーをすることがよくないのか、人の作品を勝手に使ってはいけないのかを理解することができたと思う。またワークシートなどを使って、保護者に学校での学習内容を伝える工夫を行うことで、家庭においても、著作権について正しく理解し生活できるものと思う。